

## 令和2年第2回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 令和2年 3月27日(金) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第13号 専決処分について(教職員人事の内申について)

議第14号 専決処分について(職員人事の内申について)

議第15号 学校薬剤師の委嘱と解職について

議第16号 見附市母子保健推進員の依頼について

議第17号 見附市公民館運営審議会委員の委嘱について

議第18号 見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議第19号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第20号 見附市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について

議第21号 見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則及び見附市嘱託指導主事の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第22号 見附市家庭児童相談員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第23号 見附市社会教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について

議第24号 見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第25号 見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第26号 見附市子育て短期支援事業実施要綱の制定について

議第27号 見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定  
について

議第28号 見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第29号 見附市一時保育事業補助金交付要綱及び見附市延長保育事業補助金交  
付要綱の一部を改正する要綱の制定について

○出席者（5名）

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	森 澤 匝 土
学校教育課長	糺 谷 正 夫
こども課長	大 野 務
まちづくり課長	吉 原 雅 之
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	菫 澤 毅 夫
教育総務課主事	大 塚 裕 美

## 14時10分開会

## 教 育 長

只今より、令和2年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

## 教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

## 教 育 長

日程第2 報告事項、報告1。3月市議会定例会一般質問について を教育部長より報告願います。

## 教育部長兼教育総務課長

今回の一般質問の通告では、教育委員会関連で馬場議員、高橋議員、五十嵐議員より質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、馬場議員から「小・中・特別支援学校への給湯器の設置について」の質問がありました。12月議会でも同様の質問があり、その後の検討状況を問われました。仮に見附市全13校で手洗い用給湯器を導入した場合、約5,000万円の経費が必要になること、近隣市の中で唯一手洗い用給湯器を導入している長岡市においても、経費負担が過重になり、国補助が期待できる長寿命化計画の大規模改修による整備に切り替えるため、現在整備をストップしていることを説明しました。

また、学校現場でも手洗い用給湯器の導入を要望しているとの質問に対しては、毎年の予算編成時の要望では、学校から手洗い用給湯器の導入についての要望が上がって来たことがなく、現場における優先度は高くはない旨を説明いたしました。

次に、高橋議員の「子育て支援の充実について」の質問については、先ず、子ど

も医療費の拡充について問われました。現在は、3子未満の家庭において中学校卒業まで、3子以上の家庭では高校卒業までを助成対象としており、新年度から全ての子育て世帯において高校卒業までに拡充することを答弁しました。また、子ども医療費を拡充する経過として、県内他市町村の状況を勘案したこと、及び子育て家庭に対する経済的支援や子ども医療費拡充を望む声が多数寄せられたことにより拡充を決めた旨を説明いたしました。

また、妊産婦医療費の助成拡大を望む質問に対しては、他市の状況も注視しながらも、所得制限を設けずに多くの妊産婦に助成を行う現方式を継続していくことを答弁いたしました。

次に、国の2019年度の就学援助費目の改定に合わせて、市の補助単価と対象費目の拡大を求める質問につきましては、国が示す費目の全てについて支援することはできないが、全ての児童生徒が関わる教育課程・教育活動を優先して支援し、補助単価についても国基準に準じて支給するという市の考え方を説明しました。また、修学旅行費のような保護者負担額が大きい費目について、国の示す補助単価を超えて全額支給をしている例があることも説明いたしました。

学校給食費の無償化を求める質問に対しては、設備費や人件費等を含む学校給食の運営に必要な経費等は自治体が負担し、食材費は保護者が負担することを定めている学校給食法の規定どおりに運用していることを答弁いたしました。

五十嵐議員の「人口構造の変化により求められる保育や学校教育環境への対応」について、質問がありました。保育については、就学前児童の人口が減少傾向にある一方で、「未満児保育」や「延長保育」など保育ニーズが多様化してきていることから、市としては保育の質の向上と共に民営化等の合理化も進めていることを説明いたしました。

学校教育環境の変化については、令和7年度までの児童生徒数の推移について約

200名の減少が見込まれていること、その内訳として小規模校の児童数は現状維持であり、極端な減少傾向にならない限り現在の学校施設を維持していく考えを説明しました。学校施設の老朽化対策としては、計画的に修繕し不具合の発生を予防する「予防保全型」の管理に転換し、国が進める長寿命化改良工事により施設更新を行っていくことを答弁いたしました。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので次に移ります。

報告2 令和元年度高等学校進学状況(令和2年3月卒業生)について 並びに、  
報告3 令和2年度新採用・転入教職員面識会の開催について を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

令和元年度高等学校等進学状況について、ご報告させていただきます。

別紙をご覧ください。中学校卒業生329名全員の進学が決定しました。進学先の詳細につきましては資料を参照願います。別紙資料は本委員会終了後に回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に令和2年度新採用・転入教職員面識会についてですが、4月10日(金)14時30分より見附市役所大会議室で開催を予定しておりましたが、いまだ新型コロナウイルス感染拡大が懸念されることから、中止とさせていただきます。

以上でございます。

## 教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

## 齋 藤 委 員

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内全校を3月2日から休校としてきたところですが、1学期の始業日から学校を再開することに決定した理由や根拠を教えてください。

また、休校中に授業ができなかった部分があったり、これからも新型コロナウイルス感染症の状況によっては再度の休校措置があり得たりする中で、来年度から予定している中学校の下校時間を早める取り組みを予定通り実施するのか現段階での状況を聞かせてください。

## 学校教育課長

今回の学校再開の判断にあたっては、文部科学省から学校再開にあたってのガイドラインが発出されておりまして、見附市教育委員会、市長、副市長を交えて協議を行い、そのガイドラインに沿った形で再開することを決定いたしました。

また、中学校の一斉下校時間を17時30分にする取り組みについては、いまのところ、新年度からの実施を予定しております。

学習内容の未実習部分をどうするかについて、文部科学省のガイドラインでは、それぞれの学校によって状況が違いますのでそれらを各校の校長が的確に判断し、未実習部分を解消できるような教育課程を策定するようにとの指示が出されております。

現在、各校でガイドラインのチェック項目などに基づき、未実習部分を補うことも含めて学校再開の準備をしているところです。

ただ、今後も感染症の状況は変わっていきますので、状況に応じた文部科学省からのガイドラインや県からの指導等を受けつつ、他市の状況も勘案しながら判断し

ていきたいと考えております。以上です。

#### 齋藤委員

私は、今お伺いしたような世間を騒がせている案件こそ、教育委員への報告として挙げていただきたいと考えます。

また、中学校の一斉下校の取り組みは1年先送りにしても良いのではないかと考えます。いままでの休校中の未実習部分を補充していくことは大変なことだと思いますし、またいつ休校措置となるかもわからない状況の中で、予定通り一斉下校の取り組みを実施すると時間的にかなり窮屈になっていくのではと、個人的には考えます。

#### 教育長

今回のような事案は、報告事項に挙げるべきだったと思います。

齋藤委員にご質問いただいたことで教育委員の皆様にお伝えすることができました。ありがとうございました。

#### 教育長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

#### 教育長

無いようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

#### 教育長

それでは、日程第3、議第13号 専決処分について（教職員人事の内申について）並びに、議第14号 専決処分について（職員人事の内申について）を議題といたします。

本2案につきましては、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項 ただし書きに規定する「人事に関する

事件」に該当しますので、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

従って、本2議案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。事務局は、議事録の調整につき、対応をお願いします。

■ 議第13号、議第14号については説明、質疑等については非公開 ■

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第13号及び議第14号の審議が終了しましたので、これより公開審議となります。

教 育 長

次に、議第15号 学校薬剤師の委嘱と解職について を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

今町小学校で学校薬剤師を委嘱しておりました澁谷 浩二さんより、職を辞したい旨の申し出がありました。それに伴い学校薬剤師会から後任者として適任な者の推薦がありました。

つきましては、澁谷 浩二さんを令和2年3月31日付けで解職し、後任として澁谷 和伸さんを令和2年4月1日付けで委嘱するものでございます。



教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第16号 見附市母子保健推進員の依頼について を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

11ページをご覧ください。

議第16号 見附市母子保健推進員の依頼について説明いたします。

見附市母子保健推進員活動事業実施要綱に定める推進員として、市の依頼に基づいて妊産婦、乳幼児等を訪問していただき、市における母子保健活動の推進を図るため、次ページ記載の53名に母子保健推進員を依頼するものでございます。

任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間であります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第17号 見附市公民館運営審議会委員の委嘱について 並びに、議第18号 見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について の2案を議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

13ページをお願いします。

議第17号 見附市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

現在委嘱しております同委員が3月31日をもって任期満了となることから、見附市公民館条例第14条の規定により、別紙の20名の委員を委嘱するものです。

なお、任期は令和2年4月1日から2年間とするものです。

続きまして、15ページをお願いします。

議第18号 見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱についてご説明いたします。現在委嘱しております同委員が3月31日をもって任期満了となることから、見附市社会教育・スポーツ推進審議会設置条例第3条の規定により、別紙の15名の委員を委嘱するものです。

なお、任期ですが、令和2年4月1日から2年間とするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の2案の説明に対して、質疑はありませんか。

齋 藤 委 員

委嘱する方々の一覧表中の「区分」について、「学校教育関係者」や「社会教育関係者」等がありますが、それぞれどのような方を指しているのでしょうか。

まちづくり課長

まず「学校教育関係者」は学校長などの教育関係の方を指しています。また、PTA関係者も含んでいます。「社会教育関係者」は様々ありますが、地域で文化、芸術、スポーツ関係の活動をされている方々です。「家庭教育活動者」につきましては、保育分野で活動されている方の中から選出しています。「学識経験者」は専門知識を持っているなど、専門性のある方を指しています。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第19号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

## 学校教育課長

議第19号 見附市立学校運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明します。

改正の理由についてですが、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために構ずべき措置に関する指針を定めることになったことから、見附市立学校運営に関する規則の一部を改正するものです。

条文について説明します。19ページの新旧対照表をお願いします。第1条中「資する」の次に「とともに、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、業務量の適切な管理その他の教職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる」を加え、第43条を第44条に、第9章を第10章に、第8章中第42条を第43条とし、第41条を第42条にするものです。また、第8章を第9章とし、第7章の次に、新たに第8章 業務量の適切な管理を加え、第41条に業務を行う時間の上限と教育委員会が講ずべき措置を定めるものです。

本規則改定に伴い作成したのがお手元の「見附市立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」となります。附則におきまして、規則の施行日を、令和2年4月1日とするものです。

以上です。

## 教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

## 齋 藤 委 員

教職員の勤務時間はどのように管理するのでしょうか。

学校教育課長

現段階では、自己申告の出退校簿というものがあまして、それに基づき管理職が管理しています。

齋藤委員

「管理」という中には、管理職が各職員の勤務時間を把握するという意味合いと、指導していくという意味も含まれていると考えます。業務時間の上限を大幅に超えることが続くような職員にはしっかりと指導していただきたいと思います。

また、最終的には各職員に応じた業務量の適正化が必要になっていくと思いますので、難しい問題だと感じます。

教育長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教育長

次に、議第20号 見附市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第20号 見附市招致外国語青年就業規則の一部を改正する規則の制定につい

て、ご説明します。

改正の理由ですが、産前休暇取得前に体調不良となり療養を要する職員が増加傾向にあるため、県及び県内市町村の状況等を勘案し、産前の特別休暇について2週間を超えない範囲において延長することができるようにするものでございます。附則におきまして、規則の施行日を、令和2年4月1日とするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第21号 見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則及び見附市嘱託指導主事の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第21号 見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則及び見附市嘱託指導主事の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明します。

改正の理由ですが、令和2年度からこれまでの非常勤職員制度から会計年度任用

職員制度に移行することにともない、見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則及び見附市嘱託指導主事の設置に関する規則の一部を改正するものです。

条文について説明します。25ページの新旧対照表をお願いします。見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則の改正につきましては、第4条第2項中「非常勤」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、第5条「委嘱」を「任用」に改め、第7条を削除するものです。また、第8条「見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改め、同条を7条とし、第9条を第8条とするものです。

26ページをご覧ください。見附市嘱託指導主事の設置に関する規則の改正につきましては、第5条を削除し、第4条を第5条とし、第6条「見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改め、第3条「委嘱」を「任用」に改め、同条を第4条とし、第2条を第3条とし、第2条には身分を会計年度任用職員と定めるものです。附則におきまして、規則の施行日を、令和2年4月1日とするものです。以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小 林 委 員

文言の説明を求めたいのですが、「委嘱」と「任用」とは、どのように違うのでしょうか。

学校教育課長

国の指針に基づき市が制度改正することに伴い、これまでの「非常勤職員」という職名から「会計年度任用職員」という職名に変更になり、「委嘱」から「任用」に変更となるものです。

会計年度任用職員となって任用されるようになると、給与の支給が実績ベースと

なります。当月の勤務日数に応じた給与が翌月に支給されるようになります。

また、今までなかった期末手当が支給されるようになります。

教 育 長

他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第22号 見附市家庭児童相談員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

27ページをご覧ください。

議第22号 見附市家庭児童相談員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

当該規則の一部改正の理由についてですが、地方公務員法並びに地方自治法の一部改正により、4月1日から会計年度任用職員制度が始まることに伴い、家庭児童相談員の身分が非常勤特別職から会計年度任用職員に変更されることに伴って、規則の一部改正をするものであります。

改正内容であります。第2条では家庭児童相談員の身分を地方公務員法の会計



年度任用職員に改め、第5条では引用条例の題名を改めるものであります。

附則におきまして、この規則の施行期日を令和2年4月1日からとしております。  
以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第23号 見附市社会教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則の  
制定について を議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

29ページをお願いします。

議第23号 見附市社会教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則の制定に  
ついて、ご説明いたします。

廃止の理由についてご説明します。市では社会教育指導員を設置し、平成13年  
度まで委嘱していました。平成14年度からはその職務を青少年育成センターおよ  
び公民館に引継ぎ、業務を行ってきましたが、これまでに特に問題もなく、安定し  
た運営が行われていることから、この度、同規則を廃止するものでございます。

附則におきまして、施行日を令和2年4月1日からと定めるものです。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第24号 見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正する要綱の制定について を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第24号 見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正する要綱について、ご説明します。

改正の理由ですが、令和2年度からこれまでの非常勤職員制度から会計年度任用職員制度移行にともない、見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正するものです。

条文について説明します。31ページの新旧対照表をお願いします。第1条「非常勤職員」を「職員」に改め、第9条第3項中「見附市臨時職員等に関する取扱要

領の定めに基づく非常勤職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「同要領」を「見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改めるものです。附則におきまして、規則の施行日を、令和2年4月1日とするものです。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第25号 見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第25号 見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明いたします。

当該要綱の一部改正の理由についてですが、医療費助成の申請者の利便性向上と手続き負担の軽減を図るため、要綱の一部改正をするものであります。

改正内容であります。1回の助成申請で医療機関ごと、受診月ごと、外来・入院・訪問看護ごとに申請者から複数枚の申請書を記入してもらっていたものを、1

回の助成申請で申請書1枚の記入で受けられるよう、別記様式第2号の一部を改めるものであります。

附則第1項におきまして、この要綱の施行期日を令和2年4月1日からとし、第2項におきまして経過措置として改正前の別記様式第2号は当分の間使用することができるものとしております。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第26号 見附市子育て短期支援事業実施要綱の制定について を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

続いて39ページをご覧ください。

議第26号 見附市子育て短期支援事業実施要綱の制定について説明いたします。

当該要綱制定の理由についてですが、保護者が疾病や仕事などで児童の養育が一時的に困難となった場合や育児不安や育児疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に民間施設や里親の所などに児童を宿泊させ、短期間預かる子育て

て短期支援事業を令和2年度から実施するため、新たに要綱を制定するものであります。

条文について説明いたします。

第1条は「事業の目的」、第2条は「実施主体及び実施施設」、第3条は「事業内容等」、第4条は「利用対象者」、第5条は「利用要件」について定めてございます。

40ページをご覧ください。

第6条は「利用日数」、第7条は「利用手続等」、第8条は「利用の取消し」について定めてございます。

41ページをご覧ください。

第9条は「保護者の費用負担」、第10条は「実績報告」、第11条は「その他」として「要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める」と規定するものでございます。

42ページから47ページにおいて事業実施に必要な様式を定めてございます。

附則におきまして、この要綱の施行期日を令和2年4月1日からとしております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第27号 見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

48ページをご覧ください。

議第27号 見附市妊産・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明いたします。

当該要綱の一部改正の理由についてですが、母子保健法の一部改正により産後ケア事業の対象が拡大されたこと、また産後ケア事業（ヘルパー型）を委託している市内事業者の1時間あたりの委託単価改定による利用料金変更をするため、要綱の一部改正をするものであります。

改正内容であります。第3条では利用対象者を拡大する改正、第4条第1項第3号では事業内容を出産後1年経過した後も当分の間支援を必要とする女子と乳幼児にまで拡大する改正、第10条第2項では利用料金の改定、様式第4号では委託単価改定による委託料請求書の変更を行うものであります。

附則におきまして、この要綱の施行期日を令和2年4月1日からとしております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第28号 見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について 並びに、議第29号 見附市一時保育事業補助金交付要綱及び見附市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について の2案を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

52ページをご覧ください。

議第28号 見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について と54ページ、議第29号 見附市一時保育事業補助金交付要綱及び見附市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について を一括して説明いたします。

当該要綱の一部改正の理由についてですが、令和2年から私立保育園のわかくさ中央保育園と見附みどり保育園の2園が認定こども園に移行予定であるため、認定こども園を各保育事業補助金の対象に加えるため、関係要綱の一部を改正するものであります。

改正内容であります。特別保育事業補助金、一時保育事業補助金および延長保育事業補助金の対象に認定こども園加えるため、該当3要綱の条文の一部改正と文

言の整理を行うものであります。

附則におきまして、これらの要綱の施行期日を令和2年4月1日からとしております。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時03分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 浩司

議事録署名委員

武田 一夫